

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

LAP 有限責任事業組合

実務対応報告公開草案第52号についてのコメント

質問1~4について

この提案に同意いたしません。**【理由】**

独立した第三者評価機関より算定された公正価値評価相当の金銭を実際に支払って付与されている取引であり、明らかに報酬性はないと考えます。

また、有償として公正価値相当額の金銭の実際的な払込みがあるために、公益社団法人日本監査役協会が「監査役監査実施要領」(改訂版)(平成28年5月20日公表)には、「有利発行決議や報酬決議、事業報告における開示の対象とはならない」とあります。

更に、付与対象者の税務も、権利行使時の給与等課税事由が生じないとしています。

従って、会社法も税法も、実務上全く問題のなく、報酬として認識しておらず、会計だけが全く異なる論理展開をしていることに、違和感を感じます。

質問5について

① 平成29年6月15日に公表されている日本公認会計士協会の本公開草案に関する意見に、「本公開草案が対象とする取引についても、未公開企業による特例の適用が認められる旨を明記することが望ましい」と記載されています。そもそも会計基準の変更ではないため、当然、未公開企業による特例が継続的に認められるものと考えます。

しかし、同協会の意見の中に「必ずしも明らかではない」との記載もあるため、念のため、同協会のこの意見に賛成します。そして、「本公開草案が対象とする取引についても、未公開企業による特例の適用が認められる旨を明記することが望ましい」と提案します。

② 有償新株予約権について、第17項(1)に記載のような、有償という特徴を除いてまで無償と似ているとして報酬と考えるとといったような無理な論理展開をしてまで、報酬として会計処理をしようとする理由が理解しがたく、上記の違和感もあり、会計が『暴走』しているように見えます。より説得力のある説明を求めます。

以上